

## 行為理論における「秩序」の問題

中 久 郎

—

社会生活における秩序の基礎にかんずる問題は、社会学の原論構成にたいし中心主題の一つである。それは伝統的に、広く理論的分析において基本となる準拠点に係つてきたといえるであらう<sup>(1)</sup>。いま、この問題を行為理論という、社会学理論一般にとり基礎的といえる立場から改めて取りあげようとするとき、その考察対象として選択に最も値するのはパーソンズの理論であると思われる。社会学における行為の理論は、パーソンズによってその一般的準拠点が精緻に構成されたことにより、今後の発展の一層確かな基礎が与えられたといえるからである。また、その準拠点は、社会的統合にかんずるデュルケームの研究から主に引き出された規範的な秩序の観点より構成されたことでも、本稿の主題にとり特別の意義をもつ。

しかしパーソンズの理論は、それが「正統的秩序」についてのM・ウェーバーの論点とも関連するものでありながら、行為の理論としては独特の性格をもつことが予め考慮されなければならない。それは社会的行為についての提言を、諸社会の動態の歴史理解に密接に関連づけようとしたものではない。その理論的意図は、社会的諸現象を「理解可能な」行為に、すなわち関与した諸個人の動機に例外なく還元する方法を中心としていないし、社会的諸行為の現実的な相互作用過程じたいの考察にも関心は向けられなかった。むしろ、その過程のなかに含まれているものとして

の複数の行為者のあいだの関係の構造を抽象化することにより構成可能な行為の、とくに社会的体系の理論化に独自の特徴がある。

その場合に行為の理論が、行為者の主観的見地をとりいれなければ無意味であることが正当に認められていたが、パーソンズのいう主観的関連は、行為者の動機あるいは心のなかの現実過程にのみレファレンスをもつものではない。それは体系レベルの「意味の複合体」そのものの理解にも適用される。また方法的にそれは、行為者の直接体験に近づいてえられる関連というよりも、観察者による社会学的概念図式にしたがって解釈される関連である。つまり主観的事象は、同図式によって記述され、また分析されるものとしてのみ意味をもつことになる。

この概念図式にかんじていえば、体系化の異ったレベルが区別される。先ず前提としての意義をもつ行為の基本的概念図式は、それ自体が一つの「範疇の体系」であり、一組の相互関連的な諸要素を定義することによって構成される。第二に、この概念図式は一般的な行為の準拠枠として同時に機能するのであり、この準拠枠にもとづいて社会的行為体系の主要な下位諸体系、すなわち社会、文化、パーソナリティ各体系やさらに行動体系が識別される。それらあいだは相互不還元的であるとともに、相互に依存し侵透し合っていると考えられる。第三に、行為の下位諸体系のうち社会体系が行為体系の統合機能によって重視される。このレベルでは、社会体系がその最適の状態において「持続的な秩序を構成し」、また「発展的変動の秩序のある過程を経験する」という事実が据えられる (T. Parsons, *The Social System*, Free Press, 1951: 以下 SS と略記 p. 27)。これは社会体系の理論のなかで、規範的価値志向パターンが役割のなかに制度化される現象を中軸として「理論の体系」の構成を意図するものであったといえる。しかしこれも厳密な意味で「経験理論の体系」とはいえない (cf. T. Parsons and E. Shils, eds, *Toward a General Theory of Action*, Harvard Univ. Press, 1952: TGA と略記 p. 32)。要するに、パーソンズの理論は仮説的(あるいは法則)命題群としての「説明理論」ではなく、範疇の体系にもとづいた概念図式としての「分析理論」のレベルにあったという

べきである。

このことに関連して社会学的行为理論の基本原理解が定式化される上で決定的と思われる問題は、理論的関心の焦点が構造—機能的水準の分析に移る段階にみられる。それは目的—手段図式よりも行為者—状況図式が重視され、行為の一般理論構成において行為の目的論的要素が社会化と制度化された役割期待の観点からとらえ直された変化のさいの問題である。<sup>(2)</sup>この過程で行為の理論が正確に何を意味しているのか、われわれとして改めて問う必要が生じたことも確かである。この疑問は、『社会的行為の構造』(The Structure of Social Action, McGraw-Hill, 1937; 以下 SSA と略記)において、例えば動機の問題が規範的志向あるいは価値態度のそれに含められるとした考えに対しても向けられてよい。さらに後の段階で、「主観的見地」すなわち行為者の見地からの行為の分析という公準が、行為の準拠枠の最も基本的な形態にとって不可欠ではないとした主張にいたり、その疑問は一層深いものとなる。行為の準拠枠が、行為者の役割期待のうちに制度化されている規範的価値志向パターンの水準での社会体系の統合観点から論述されるとき、行為者による可能な諸行為のうちからの選択は、「比喩的な意味では、制度化によって文化的価値体系の一部となった価値志向が……行うのであって、行為者が行うのではない」ことになる(TGA, p.70)。行為者とその見地を考慮にいれないような論議にいたれば、それはもはや行為の理論とはいえない難いであろう。<sup>(3)</sup>

しかしこのように基本的な諸点で問題があるとしても、パソンズの理論は、現代社会学の重要な分析枠組の構築に与った主要な人びとの著作に対する独自の再考察を通じて精緻に構成されたものである。その理論には、社会学史の主要系譜のなかに位置づけて今後一層掘り下げ検討するに値する基本的な内容があるといえるであろう。その再検討のさいに必要なことは、一般的な準拠枠のうちに含まれている行為理論としての適切なパースペクティヴを改めて明確にすることである。同時に、その構成の中心的諸命題の重要性の位置転換を試みることにより——要するに構造論的立場による「秩序問題」から、「行為問題」へとという視座の転換により——パソンズによる定式化のパラダイム変

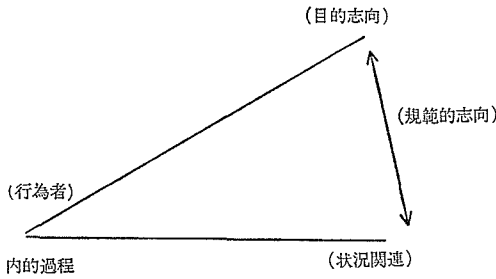
換をはかることが必要であると思われる。<sup>(4)</sup>

## 二

社会的行為についてのパーソンズ理論の方法論的特徴は、社会的行為の経験的諸事実の科学的観察がすべて、その諸事実について一般的な準拠枠として機能する概念図式を通じて行われる点にある。したがって、事實は概念図式による経験的に検証可能な言明にほかならない。解釈も理論図式との照合を前提としている。この方法による社会的な行為の基本的概念図式は、先ず具体的行為体系を単位分析により「単位行為」に分割し、その要素分析によってえられる諸要素の結びつきによる枠組から構成される。このような分析要素として最小限、論理的に識別されるのは、「行為者」、「目的」(end)、「状況」(「条件」と「手段」)、および目的が状況に関係づけられる一定様式としての「規範的志向」(normative orientation)である。これらの諸要素のあいだには、そのうちのある要素の値の変化が他の要素の値に対してさまざまな結果をもたらすという意味で因果的意義がある。

この基本的図式の特徴は、諸要素が行為者の見地による主観的関連性をもつ点にある。これを重視することにより行為の概念図式は、先ず基本的に分析拠点としての行為者(能動的作用因)を中軸に、〈目的志向性〉と〈状況関連性〉とのあいだの緊張した関係を理論的に定式化するものと理解される。その関係は別掲図のように、缺型で図示されるであろう。<sup>(5)</sup>

この図式には、さらに目的と状況とが関係づけられる一定様式としての規範的志向が内在的に含意されている。ここで「規範的」とは、行為者の見地による純粋に自律的な目的論的(teleological)要素を意味するのであるが(SSA, p. 6)。そのなかには観察者の見地からみて状況の特性に帰属可能なものがある。このことは規範的行為パターンのなかに、行為者の制御を越えて——法や規則、慣習などのなかに具体化されて——社会的に定められた拘束的な他律的



「命令」(injunction) がある場合に特に強調できることである。このように規範的志向は、行為者の見地からみて自律性と他律性との座標軸にそい分化する関係にあるものとみてよい。

この基本的な行為図式において、根本的意義をもつのは規範的志向である (cf. SSA, p. 76)。それゆえ、この要素についての理解が予め必要である。先ず「志向」については、後に図式はこれを分析の第一焦点としている。行為者が、(a) 彼自身の目的や関心との関係において、(b) 行為に付与する意味によって行為が導かれるとき、その行為は志向をもつといえるのであり (TGA, p. 4)。行為とは、この意味での一組の志向過程にほかならない。この過程には

コミュニケーションが含まれているという含意からみても、行為者の主観的関連性は図式中に基本的に考慮されているというべきであろう (SS, p. 544)。

行為の志向には二つの主要ベクトルがある。右の(a)の側面では行為の動機づけの過程が中心となり、(b)ではそれが、本来状況要素である文化的に構造化され分有されたシンボル体系に媒介される過程が重視される (SS, p. 496)。前者にかんじていえば、動機づけの力は、究極的には行為者の有機体としての生理過程や心のなかの動きに根ざしていると考えられるのであるが、行為理論において、このような内的現実過程は、行為者の志向体系に係わる限りにおいて問題となる。したがって、動機づけ過程のなかに含まれるものとしての欲求や願望、欲望、あるいはさらに欲動のような作動要素も、実体的なものではなく、行為者が抱く様々な表象の機能のあるいは関数的な係わりの中かで考察されることになる (cf. SSA, p. 388)。とりわけ社会学的観点において選択的に強調されなければならないのは、行為が例外なしに文化的伝統のなかで認知的、カセクシスのおよび評価的 (あるいは価値的) 志向体系に應じながら、認知を前

提とした規範的価値によっているという考えである。<sup>(6)</sup>

社会的行為についてのパーソンズの考えの大きな変化は、行為の志向性の主要側面のうち状況に本来属する文化体系の構成要素である規範的な価値志向が、動機づけの解釈のうえに極めて有効な意義をもつ点にある。ウェーバーにより目的合理的あるいは価値合理的とよばれた行為や、伝統的、および感情状態に表現を与えるような行為も、すべて同様に規範的に志向したものとみられる。そうして規範のうち具体的に体化されている価値志向が、その最適の状態において制度的に統合された相互作用体系内の行為者にとって共通でなければならないことが理論的に仮定される<sup>(7)</sup> (SS, p. 251)。

この基本原理において規範的価値は、文化、すなわち一般化されたシンボルと、その意味からなる一つの体系の構成要素であるが、文化自体は、それが行為者のパーソナリティに内面化され行為体系の成分となることがあっても、その一般性の高いレベルだけでは動機づけの統合は実現されない。このレベルで文化は、意味の分有体系として人びとの一様でない諸行動を相互に認知させるうえに必要な標準的意味、あるいはそれに準拠して相互に認知を可能にする共有的な枠組であるが、それ自体は、行為理論により理解される秩序の問題に対し決定的意義をもたない。<sup>(8)</sup>

秩序とは一般に、「行動の規則性を含んだ現象の集合性」を意味している。社会的行為の理論で問題となる秩序は、社会体系の統合 (integration) にとって特に中核的意義をもつ規範的価値志向体系に、その基礎が求められる (SSA, pp. 346-7)。すなわち行為理論において秩序は、現状維持 (status quo) とは区別され、社会的統合によりもたらされるものと考えられる。このことは現状維持が、その実現を目的とした社会的行為によるのでなければ存在しえないような状態をいうのではなく、所与の時間における社会体系のある特定の形態の持続を指す場合に強調できることである。社会的統合は諸条件の変化に対する体系の構造の再調整または再適応によって可能とされる。社会秩序は、この意味で一方における規範的価値統合と他方における社会的「調整」(coordination) を必要としている。<sup>(9)</sup>

行為理論における秩序のこのような規定に即していえば、志向には必然的に可能な諸行為のうちからの選択がともなうことになる。規範的志向とは、そのような選択を方向づける諸規準のうち、とくに規範的性格をもつものを用いる。すなわち、行為者が「自分自身の将来の行為によって実現されるのが望ましいとして」心に抱いている行為パターンによる志向である。これは行為者の見地からの規定であって、観察者による倫理的意味内容をもつものではない(SSA, p. 49)。またこのパターンには、(a)選択の規準としての望ましいものの概念と、(b)そのように望ましいものとして行為者に受けとられる対象あるいは目的とが識別される。後者の意味において規範要素は、行為者にとって自律的な目的論的要素となる。

しかし規範要素には同時に、望ましいとみなされた行為の具体的過程を言語で記述し、特定の将来の行為をこの過程にしたがわせるための命令と結びついたものがある。行為者の心のなかにその命令が実現されることを要求するような規範が創発するのであれば、その限りこれは主観的意味において解釈されるであろう。しかしこのような解釈が可能としても、規範要素のなかには行為者の制御を越えて定められ、何らかのサンクションをともなつて規制されるような他律的命令がある。それは行為者の心のなかにある内的要素としては主観的であるにしても、観察者にはそれが自由選択の対象とはいえないならば、その限り同要素は「状況」に含まれるものであり、一定の条件によって限定されている。パーソナルも後に構造・機能分析による構造論的理論体系を定式化する段階で規範的志向が文化体系に媒介されたものであることや、それが制度化と内面化により行為者のパーソナリティにおける主観的要素となる経過を重視している。

規範要素は、このように行為者にとっての自律性と他律性との座標軸にそつて分化するものといえる。規範的志向

も主観的見地から解釈されるか客観的見地から解釈されるかにより意味に変化が生じるが、行為理論で専ら基本的となるのは前者である。このため行為はつねに時間の過程のなかにあると考えられ、時間の範疇が行為図式にとって必須となる。規範的・目的的要素にはすでに、まだ存在していないが行為によって存在にいたらしめられる状態との照合が含意されている。またこのような目的に対する行為者の手段選択にかんして、目的・手段関係が行為図式にとって基本的となる。これは目的と手段の双方にかんして行為者には、行為の規範的志向の観念と連動しているある幅の選択の余地が残されていることを意味する。したがって、それには、誤りの可能性、つまり目的の達成あるいは「正しい」手段選択のし損いの可能性が含意されている (SSA, p. 40)。行為の基本的図式とは、このように行為者の見地による規範要素を基本として、目的志向が状況の特に条件の要素と相互に依存し合う関連性を定式化する図式である。

この行為の思考図式は、一九世紀以来社会科学の進歩のなかで歴史的に発展してきた「理想主義」と「実証主義」の限界を克服するものであり、何れとも根本的に異なる一つの総合体系として提起された。先ず行為の非規範要素に思考を限定する実証主義的理論についていえば、これは行為者が科学的に妥当な経験的知識を、明示的にか暗黙裡に彼の状況に対する唯一の理論的に有意な主観的志向の様式にしているという形で行為者を把握するような理論をいう (SSA, p. 79)。その一方の極には功利主義理論が、また他方の極には二種の極端な実証主義理論が含まれる。これらの理論では「目的の選択における行為者の能動的な作用因が行為の一独立要素であることになり、「そうであれば」目的要素はランダムでなければならないし、あるいは逆に目的要素のランダム性のほうが拒否されると、今度は目的の独立性が消失して、それが状況の条件に融合されてしまう——すなわち生物学的理論の分析的意味での、主として遺伝と環境という非主観的範疇で分析可能なような諸要素に融合されてしまう」(p. 9)。特に功利主義の体系では、行為者の積極的な役割が自己の状況理解と、その将来の予想に限定され、目的、手段関係や行為者の知識に関係するさまざまな目的が所与として扱われているために、体系のレベルではランダム性を帰結している。極端な実証主義で



は、このランダム性の回避、つまり行為の規制が「条件」によるものとしか考えられていない。

実証主義的な行為の理論の特徴は、それが行為者の志向する状況を構成している諸要素間に内在的な因果関係を明らかにすることに努め、行為者の目的達成がこの状況内の因果関係をどれほど考慮に入れているかによると考える点にある。これとは対照的に理想主義の場合は、行為者が志向している理念の諸要素の諸側面のあいだの関係、つまり意味連関を発見しようと努め、したがって具体的諸事象のうちの因果説明ではなく、意味解釈に専念するという特徴がある。理想主義的思考にとって社会現象の秩序と体系とは、因果的秩序ではなく意味秩序である (GSA, p. 486)。問題は、この行為理論に「因果関係を意味体系に吸収しようとする頑固さ」があることである。行為は規範要素あるいは理念の単なる「流出」(emanation) あるいは「自己表現」の過程と考えられる (p. 82)。この観点で一定の時間的空間的状况に位置づけられた現象が行為に関係づけられるとすれば、それはただ象徴的な「表出様式」あるいは「意味」の具体化としてのみであり、行為を条件づけるところの、実証主義的思考では専ら基本となる非規範要素は認められていない (p. 82)。

このような批判を通じて構成される行為の理論は、「条件要素およびその他の非規範要素の重要な役割を拒否せず」に、むしろこれらを規範要素と相互に依存し合うものと考ええる「主意主義的 (voluntaristic) な性質の理論でなければならぬ」(GSA, p. 82)。この考えは、行為の一般理論にかんする基本原理が後に再考察され、要素水準にまで分析がおし進められるなかでさらに一般化されたといえる。

#### 四

行為理論による社会的行為の体系分析は、社会体系の理論のなかで行為者の主観的見地による規範的・目的論的要素を重視し、それを実証主義的行為図式のなかに導入する点に主要な特徴がある。その分析が行為論的立場によると

いえるためには、理論の体系化において動機問題が中心とされなければならない。パーソンズ理論の問題は、この中心的な論点が殆ど無視されるほどに規範的価値志向の論議が基本的となつているところにある。パーソンズの行為図式のなかで目的志向について系統だつた論述が余り行われていないのも、このためであるといえるであろう。

行為の準拠枠の記述においてパーソンズは動機について余り論及はしていないが、動機の理論が行為分析にとり基本的であることは認めている。そこで先ず留意されるのは、シュッツが動機に「目的の動機」と「理由の動機」という区別すべき二つの異つた範疇があるとした考えをパーソンズが問題としたさい、前者が自己の行為図式で「目的」ということで意味しているもの、つまり価値と重なる概念であると述べている箇所である。動機の意義が付与されるのは、そのなかで行為者の意識に属する領域において欲求され、行為者の働きがなければ発現しない要素であることに彼は注意する。したがつて「理由の動機」は、W・I・トーマスのいう「状況の定義」の一部をなし目的の動機を規定するものであるが、それ自体は動機として扱われない。そうして行為理論は行為者の主観的見地なしには意味がなくなるとして「目的」要素の重要性が強調される。この要素については、ここで少くとも三つのレベルによる検討がわれわれに必要であろう。

第一は、行為理論が後に行動科学の脈絡で「生きている有機体の行為を分析するための一つの問題図式」として定式化されたとき、あるいは、さらに行為体系がより上位の生体系 (Living system) に従属するものとして取り扱われた段階で、より明らかとなった「目的」の重要な一つの含意である。それは有機体的生命の特質としてのテレオノミー (teleonomy) 概念のうちにあり、「欲求」(need) の脈絡で考察される。つまりそれは適応の過程において、有機体と環境との関係の諸側面に起つてくる機能的問題に係っている。<sup>(9)</sup>

第二に、目的は欲求と同義視されて経済学の伝統と功利主義の思考枠のなかで概念化されるものでありながら、同時にそれは共通な価値表現 (value-realization) の脈絡のなかで重視される。パーソンズは主意主義的行為理論の定式

化に当り、功利主義的行為理論を基本準拠として目的・手段図式を中核に据えたのであるが、功利主義のディレンマ（すなわち「目的のランダム性」）の克服のために、同図式のなかに究極的（ultimate）価値体系を導入した。このことにより、行為は「直接の目的」に方向づけられるだけでなく、同時に「集合体の効用」の一部でもあるような究極的価値のある統合された体系内での複数の異なった選択的目標にも方向づけられると考えられる。パーソンズは、さらにこの究極的価値態度に含まれる規範的側面を重視し、「共通目的」のような全体論的概念を導入して個体論的な「原予論」を克服しようとした。

この主張において「価値」は、「種々の望ましいものに対する人びとの願望の強さに標準的序列を与える何らかの慣例的なあらゆる規準」の意味に解されてよいであろう。この定義により価値の含意に、可能な諸行為のうちからの選択の規範的な規準としての、望ましいもの（the desirable）の概念と、このように望ましいものとして行為者に受けとられる対象あるいは目的とが識別されるのであるが、何れの場合も価値は、それが理念的なものであれ通念的なものであれ、あるいは幻想的な性質のものであっても、諸個人により社会的に獲得される文化的な準拠と不可分の要素である。

さて第三に問題となるのは、「目的」すなわち「行為者によって望ましいものとみなされているが故に、ある行為がそれへ方向づけられているような事象の未来状態」(SSA. p. 75)のなかに含まれる基本的諸要素の区別である。すなわち、(a)単なる未来状態についての予想、(b)その達成、実現、成就に向かい行為が方向づけられることになる未来の予期 (anticipation) 状態、および(c)この予期状態が行為者により特定され、行為者の状況への能動的な働きかけ——手段の選択あるいは広く状況の判断——により志向される目標 (goal) がそれである。これらの諸要素のうち動機づけの意義が付与されるのは(b)と(c)であり、(a)は必ずしもそうではない。なぜなら(a)には、単に「発展を待ち受け」て積極的に「何かをしようと」試みないもの、要するに行為者の行為による達成への働きかけの介在を欠くものがある

からである (cf. SS, p. 8)。それには状況関連的に課せられた如何なる制約にも妨げられない空想や幻想に属する状態も考えられる。(b)には、行為の準拠枠に関連する限りでの全体として予期される未来状態とともに、そのような状態が特定されて目指された目標の達成の失敗にも拘らず、当初の目的が挫折した願望の投射としてそのまま、あるいは変装されて保持されている場合も含まれる。

この区別を行為者の体験レベルで行為を企図された行動 (conduct) と規定するシュッツの考えに重ねて、(b)と(c)に該当する要素を識別すれば、企図 (project) と、その企図を実現すべく一つの目標 (purpose) へと変換させる意図とにそれぞれ当たるのであろう。シュッツは、この変換には同時に未来状態を能動的にひき起こす内的命令 (fin) (つまり意志がともなうことに留意しているが、<sup>(12)</sup> パーソonzも「規範的」という彼の概念のなかに、目的論的パターンに向かい能動的に行為を方向づけようとする行為者の側の努力を含ませ、そのうちの意志の能動的要素を重視している。主意主義的な行為図式において、この意志要素、つまり規範的要素は中心的に重要な意味をもつ。同時に目的志向において、未来の予期状態のうち行為体系を全体的に統合する究極的目的が決定的な役割を荷うものと考えられている。これは後に行為者・状況図式において、同じ「未来の予期状態」が行為者の受動的関心しか向けられないものに限られた変化を考慮して指摘される主意主義的行為図式の重要な特徴の一つである。

## 五

「目的」についての右のような三つの観点からの検討にもとづいて、行為体系の目的志向次元で理論的に仮定される「秩序」の条件は、主に二つのレベルで理解される。第一は、目標達成との関連で行為が行われるさいの考察を定式化するなかで重視される秩序である。それは「欲求充足の最適化」(optimization of gratification)の見地から動機づけられる行為が、役割期待のうちに具体化されている規範的価値志向のパターンによって制度化的に統合される過程

のなかに実現可能である (SS, 36f)。このような目標志向における秩序は、欲求充足機会の利用可能性やその可能性に対する規範的規制等をめぐる行為の道具的 (Instrumental) 関心に主として依存している。

これとは対照的に第二は、行為経過がこれに方向づけられることになる「目的」への規範的志向が重視され、目的や目標が究極的価値体系の統合部分となることによって成立つと考えられる秩序である。パーソンズによる主意主義的行為図式は、この第二の観点から、社会的行為が究極的価値体系から切り離しては理解できないという基本命題を定式化している点に顕著な特徴がある。デュルケームの道徳論の考察から主に導き出されたこの命題において、究極的価値は行為者の主観において目的・手段関係という観点から、それ自身が自己充足されるだけの正統な理由をもち、善なるもの自体であるがゆえに義務的なものである。つまり、そのような絶対的なものとして行為がそれに方向づけられる観念的な、「どうにも説明し尽くせない……行為の把握それ自体に内在的なもの」<sup>(13)</sup>である (SSA, p. 381)。

しかし社会学的には、それは形而上学的平面ではなく、行為のある個別的体系の構造との関連において把握されなければならない<sup>(13)</sup>。その個別的体系は、ある具体的行為を行う行為者の行為の方向づけを統合化し、あるいは秩序づけられている主観的体系であるが、同時にその行為者が集合体の成員として他の諸成員と共有するものであることが理論的に仮定される。その共有性は規範的価値を前提とし、行為者が相互的な行為において規範的態度を互いに補強し合う過程のなかで強められる。この過程で成員のあいだの「へ生」が共同的となるときに、規範的に「完全な統合」状態が実現される。この対極的な状態は「完全なアノミー」である<sup>(14)</sup>。

主意主義的行為理論は、実証主義的な行為図式のなかに、このような究極的価値体系を導入する点に重要な一つの特徴がある<sup>(15)</sup>。同理論では同体系の規範的・目的論的パターンに行為を合わせようとする行為者の努力、さらに意志の要素が行為体系に対してもつ統合の機能に決定的な重要性が与えられている。パーソンズは、この点に「功利主義のディレンマ」を克服するものがあると考えた。すなわち功利主義体系には、(1)概念上孤立した単位行為の属性を先ず

考えて、それらのものから「直接的」一般化の過程によって専ら行為体系の属性を推論していく「原子論」の強い傾向、(2)単位行為における規範要素としての目的・手段関係、とくに「効率の合理的規範」とよぶうる特殊な「合理性」の形式の強調、(3)行為者は、その状況の諸環境についての科学的なあるいは少なくとも科学的に健全な知識によって導かれるものと考ええる「経験主義」、および(4)目的・手段関係に論述を限定するために目的相互の関係、とくに究極の目的や価値について何ら言及しないゆえの「目的のランダム性」といえる特徴がある(SSA, p. 51-c)。功利主義体系において、行為は要するに行為者の状況理解やその将来の予想に限定され、目的・手段関係や行為者の知識と関係する諸目的は所与として受けとられる。

自然状態についてのホブズの社会理論の体系は、パーソンズによれば、功利主義の特徴をもつ殆ど純粋なケースである。それは行為の基礎を情念に求め、欲望によりランダムに決定される目的・手段の選択にのみ関わる理性、善悪の共通の規則の非存在等を仮定しているが、資源の稀少性が前提となる限り、ランダムな目的の追求から互いは衝突し合い、この状況において「力と詐術」が秩序化のための有効な手段として要請される。このような考えに対してロッタの場合の自然状態では、目的追求のさい相互に他者の自然権を尊重するという規則に従うことや、直接的に利害関心を制限し合うことが、すべての人間の目的達成のための条件であることを各人が理性的に認識している。パーソンズは、この考えのうちに功利主義図式に固有でない規則という規範要素が導入されていることを重視したが、各人の利害関心が究極的に矛盾し合うものである限り、「利害関心の自然的一致」も「ホブズ問題」を回避はしえても、それ自体「形而上学的前提」のものであると批判する。古典経済学において「秩序問題」にかんし目的追求における二種の手段、すなわち権力や詐術による暴力的な様式と、共同目的のもとでの協力とサーヴィスや財の交換という平和な様式のうち、後者が特に重視されるのであるが、前者の問題が理論的に解決されていると前提することができれば、後者の現象に理論的関心を向けることは確かに可能である(SSA, pp. 89-102)。

この見方をするとき社会学は、経済学が前提としてきたこのような「秩序問題」の解決を何よりも課題とする科学である。この課題のもとに社会学は、「社会的行為体系が、共通価値統合という特性の見地から理解されることができる限りにおいて、同体系の分析的理論を發展させようとする科学」であると定義される (SSA, p. 768)。社会学についてのパーソンズの基本的な問題意識は、このような「秩序問題」に発していたといえるであろう。この定義のなかに導入された鍵概念としての規範的価値は、先述のように行為者にとって目的論的要素であり、あるいは行為の可能性な諸目的の統合要素である。またそれは行為者の制御のもとにある手段の選択要素でもある。要するに、行為の目的は行為者によってランダムに決められるのではなく、専ら一つの体系のなかで決められるのであり、その体系の中心が究極的価値であると考えられる。この体系は、行為者の生活過程の特定の限られた状況のみに意義があるのでない。それには行為者の未来志向性が含まれている。

行為の概念図式において「目的」は、このように「規範的価値」と重なる概念であるが、同図式のなかに目的志向的に統合された行為体系が導入され、いわば織られた織布としての同体系が解きほぐされるとき、「目的」は、一方では究極的な目的と、他方ではその目的に専ら手段としての意味によって結びつく諸目的の系列のうちの「直接的目的」とのあいだの連続体において考えられるものとなるであろう。<sup>(16)</sup> そのなかで行為者が状況要素中に能動的に制御できる手段が心のなかで同時であるような目的は「目標」である。社会的行為の理論化の焦点が、のちに社会体系を分析するための概念図式との関連に移されたとき、そのよりどころとなる行為の準拠枠のなかで目的は主として目標志向の水準で説明され、一層要素的に深い分析が行われた。<sup>(17)</sup> すなわち、行為分析の第一次焦点である志向の「動機づけ」の過程と「価値実現」の過程という基本的な二つのベクトルのうち、前者では目標達成との関連で行われる考察が定式化され、合理化の公準が行為過程の固有の方向性 (directedness) として理論的仮定上、決定的な重要性をもつと考えられた。目標達成をめざす行為には、行為者が予測しえない不慮の事態に対しサイバネテックス的処理方式をと

ることにより偶然的結果を予測して修正行動をとりうる可能性も含められるが、この範疇の行為は合理的といえるであらう。

社会体系の安定性と秩序を構成するための不可欠な条件は、このようにして複数の行為者が、(a)自然的または環境的側面と、(b)目標志向的に「欲求充足の最適化」の見地から動機づけられる行為者と、(c)文化的に構造化され共有されたシンボル体系の見地から定義され媒介されるところの、行為者相互を含む行為状況に対する行為者の関係、とを少くとももつところの状況において相互行為しているという事実のうちに求められる (SS, pp. 4-6)。

## 六

社会的行為の分析理論においては、行為体系に持続的かつ発展的な秩序をもたらす独自な本質的要素として規範的価値の意義が選択的に重視され、究極的価値の統合された体系の存在が仮定されるのであるが、そのさいの秩序は分析的特性として措定されるのであって、経験的一般化によるのではない。この仮定には、秩序が社会それ自体の性格のある意味で内在的なものとして見出されるものであるという前提がある。しかし、そのような秩序がどれほど経験的に重要性をもつか——つまりこの行為図式に適合しない現象がどれほど存在するか——は、差当り問題とはならぬ (SS, pp. 481-2)。

このような意味あいでは秩序が社会的行為の図式で問題となるとき、秩序には予め二つの意味の区別が必要である。第一に秩序は、法則として定式化しうるような社会的行為の経過の規則性あるいは斉一性を含んだ事象の生起する集合状態をいい、事象がランダムに生起する状態、つまり事象が科学の分析を受けつけない状態に対比される。そうした規則性は、慣習的あるいは利害関係的に制約されて(利害適合的に)生じうる。何れも行為の秩序づけは「事實的」である。この事実性は客観的に観察可能な行動の規則性の事実経過でもある (SSA, pp. 346-7)。



第二に、この事実的秩序と区別される規範的秩序は、行為者にとって目的の統合要素であり、あるいは諸手段の選択要素でもある規範的体系にもとづく行為の過程のまとまった方向づけという含意において理解される。この場合に何れの規範的秩序も、ある条件下では「カオス」状態へと崩壊しざるかも知れない可能性があるが、規範的要素は、そのような論理内在的な可能性にもかかわらず、特定の事実的秩序の維持にとって本質的なものであると考えられる。特定の事実的秩序が存在するのは、その過程がある程度まで規範的秩序に従っている限りにあり、何らかの規範的事実が効果的に機能しなければ事実的秩序は決して安定しえない (SSA, pp. 92, 346-7)。

秩序についてのこのような論述において、パーソンズは「規範」の意味を必ずしも明確に述べていない。ここで改めてこれを問題にすれば、先ず規範は行為者の見地からみて、前述のように自律性と他律性の座標軸にそって分化するものとして考察されなければならないであろう。パーソンズは、行為の理論的見地では規範の含意を主観的見地に限定し、純粹に自律的・目的論的要素に解しようとしたが、それが観察者の見地からみて他律的な命令と結びついたものであるときには、その行為パターン自体は行為理論の主観的範疇からみて「外的世界」の一部をなしていると考えられる。それは、例えば成文化された法体系のように、その命題の論理整合的な意味理解が可能な対象である。

このような規範 (ウェーバーのいう「格率」(Maxime)) のうち、それが一定範囲の人々の行為において経験される意味にもとづき社会的行為を事実上それに平均的あるいは近似的に方向づけているときに、その規範的含意は当の行為者に帰属されている。この場合に、事実上の行為の規範的な方向づけが、単に「最頻的」(modal) な規則性ではなく「規範的」(model) なものとしてそうある場合——すなわち、その方向づけが様々の動機にもとづくなかで、特に「少くとも (また従って實際上、何らかの重みをもって) それが行為に対して拘束的なものとして、または模範的なものとして認められるという理由で行われる」場合——には、規範的秩序が実効性をもつといえる。<sup>(18)</sup> そのさい規範に

対する行為者の意味付与は、程度や内容にかんして実にさまざまであろうが、平均的に信じられた規範的含意の「回避」あるいは「侵害」が通則となるとき、その秩序は制限された程度でのみ実効性をもつか、あるいは全く実効性をもたない。規範的含意に対して「遊離的」であるとか、規範的感情に対して肯定的にも否定的にも関与することのない「無関心」な態度が支配的となれば、その限り当の規範的要素はその行為者に帰属されえないであろう。

パーソンズによれば、「体系としての社会の核となるのは、それを通じて人々の生活が集合的に組織されるところの定型化された規範的秩序である。秩序として、それは価値、および分化され特殊化された規範と規則を含んでおり、これらともに有意義的かつ正統的であるためには文化的な準拠 (cultural references) を必要としている」<sup>(19)</sup>。(例えば、西欧社会の共通な価値体系としての禁欲的プロテスタントイズム)。そのような秩序が行為者の人間学上の意味づけの総体性を含むとき、それは日常的に有意義的な規範的秩序、つまりノモス (nomos) である。アノミーとは、その有意義性の喪失状態をいい、アノミーにおびやかされるノモスは、それを超越的に正統化する象徴的世界であるコスモスによって包括的に維持されていると考えられる。<sup>(20)</sup>

秩序という概念に含まれるこのような諸レベルを識別したうえで、ここで科学的分析を受けつけるものである限り事実的な、つまり非規範的な秩序づけについてのパーソンズの考えを社会体系の理論的見地から問題にすれば、従来その中心的な問題とみられてきたのは、経済的および政治的な利害関心のあいだの適合的な秩序である。利害関係のあいだの関係は、次のうちの一つあるいは複数の組み合わせのかたちをとるものと考えられる。すなわち、(a) 統合、つまりよく指導され適切に規定された目標を効果的に達成しつつある集合体は、統合されているという意味での統合、(b) 競争、つまり競争関係に対する効果的な規範的規制はあるが、この規制された体系に集合的目標が課せられていない場合 (市場がその原型)、(c) 闘争、つまり分極化によるものであれ、さまざまな形態やレベルの分裂とよびうるものによるものであれ、規制の欠如が不均衡に向かう場合がそれである。この関係の秩序の崩壊にかんし「ホッブス問題」

が念頭におかれ、秩序が利害関心の規範的義務との一致 (coincidence) の領域をつくることによるとみられる。そしてそれが、規範的秩序の制度化、つまり行為の単位が規範的価値パターンに志向され、それと利害関心との統合が可能となる程度の問題であると考えられる。<sup>(21)</sup>

## 七

社会体系の構成部分として体系の内的な安定性と秩序に直接関連があるのは規範的秩序であるが、それが実際上妥当に機能するために、すなわち実効性をもつために必要な二つの要件があげられる。それは、(a) 特定の実効的機構 (operative mechanism) と、(b) 規範的秩序が行為者にとり有意義かつ正統的であるための文化的準拠における正統化の体系である。ともに、いかなる規範的秩序も行為の現実的諸条件との完全な統合は経験的に不可能であるという事実のゆえに要請される。<sup>(22)</sup> このうち前者の機構の実効的諸機能のうち重視されるのは、社会統制および社会調整の二つである。つまり社会秩序は、一方において規範的結合 (normative coherence) の意味における社会統制と、他方において社会的「調和」と「調整」(co-ordination) との明確な統合を必要とするのである。社会統制とは、逸脱的傾向、つまり共通文化として定められるようになる規範的規準との同調から離れる傾向に逆らい、同調をとり戻すよう行為者を動機づける方向に作用する社会体系の反作用過程をいう。<sup>(23)</sup>

社会調整の機構とは、制度化された期待との不一致や価値体系との不統合から生ずる挫折 (それには文化的伝統に含まれるところの理想的な潜在的可能性、例えば絶対的平等主義や力の絶対的否定を唱導するような傾向による動機づけに起因するものも含まれる) に対して、制度化された「完全な統合」志向の支配的パターンの機能的な代替物の社会的に構造化された過程である。この過程にとり重要なことは、いま例にあげたような価値志向の「ユートピア的」パターンのように、効果的な制度化についての既存の諸条件と両立しないが、しかし許容されるパターンに対するコ

ミットメントを促進する力が、どの社会体系のなかにも含まれていることが統合にとって不可欠であるということである。

ところで実効的諸機構のなかで「政治的」観点から重要な意味をもつのは社会統制の機構である。そのうち規範的秩序の実効にかんする管轄 (jurisdiction) にかかわるものは、一定範囲の人びとに対して行使されるサンクションを本来的に伴っている。国民社会レベルにおいて、この機能は政府による統合制度の保全にかんする基本的要件となる。統合制度には権力の行使がみられるが、それには正統化が必要である。正統化の権威を喪失した実効機能は、人びとの主観において規範的秩序化の効力をなくし、極端な場合は単なる物理的強制力となるであろう。正統性の権威の源泉は、上位的な文化志向の体系のうちに求められるのであって、その正統化の体系の機能は、実効的諸機構のそれからは独立したものである。<sup>(24)</sup> そのような規範的秩序の正統化のためには、後述のように社会体系の集合的側面における社会的共同体 (social community) が、その担い手として重視される。<sup>(25)</sup>

ここで正統的秩序とは、社会的行為、とりわけ社会関係が関与者の側からある規範が正統的であるという観念によって方向づけられているとき、その限り存立しうる社会的行為の規則性をいうのであるが、この秩序についてのパーソンの見解はウェーバーのそれとは必ずしも同じではない。ウェーバーの場合に、ある秩序は、社会的行為の動機観点からみて、(a) 伝統的、(b) 感動的、特に情緒的な信念、(c) 価値合理的信念、すなわち絶対に妥当なものとして推論されたものの効力、および (d) 合法性 (Legality) があると信じられる実定的制定律 (Satzung) によって正統的であるという観念が行為者に抱かれることによって、しかもその観念が実際の行為を導く限りにおいて実効性をもちうる。これらの諸類型のうち、パーソンズにより正統的秩序の実効性根拠として選択的に考慮されたのは、(c) の価値合理性のそれであるが、彼もウェーバーと同じく近代の最も支配的な正統性の形式は合法性の信念であることを認めている。<sup>(26)</sup>

合法性の信念による正統性は、正式の手続きを踏み通常の形式をとって成立した諸制定律に対する服従が、行為者

の主観において目的論的要素となつてゐるような行為の「適法性」にもとづいてゐる。パーソンズは、そのような適法性が正統的なものとされる根拠として、規範的志向のもつ重要な意義の論証に理論的関心を集中したといえるであらう。規範的志向は、それに従うことが行為の目的そのものとみなされる意味で、目的論的志向と同義である (SSA, p.80)。この志向にかんするパーソンズの考への一つの特徴は、前述のように「規範的」ということのうちに、複数の行為者からなる一つの体系が前提とされ、行為者がその成員である集合体の他の行為者とともにそれが共通に望ましいと認められてゐる共通性あるいは共有性の含意が強調されてゐる点にある。同時にこの主張と不可分の、そのような規範的要素が、「究極的価値体系のまわりに凝集してゐる諸要素」のなかの個別的な表現 (manifestation) であると考えられてゐることも重視される。この二つの含意の解釈は、ともに社会的行為の体系を「共通の価値統合という屬性の見地から理解する」社会学の基本的課題に適合的なものといふことができる。

規範的秩序の正統性の根拠にかんするパーソンズの考へは、彼が軍隊における兵士の服従、つまり服務規則の「妥当による制約」(ウェーバー) を例にあげて行為の規範的要素が何かを説明してゐる箇所を再考することによりよくうかがうことができる。兵士の主観の見地からみて服従には先ず、それが他律的(あるいは強制的)か自律的かの区別と、自律的な場合に服従の行為が、それ自体目的か何かの手段であるかという区別が可能である。この「何か」には所与の軍事目標達成のため効率をあげるためとか国の安全 (national security) のためというような内容の目的が含まれてゐる。このような目的、手段連鎖は、服従することがなぜ意味的で正統であるかという問いが提起されるべきにふつう意識化される。その連鎖は、なぜかの問いを重ねて「上方へ」辿られることによつて何かの「究極的」な目的にいたるのであるが、服従がこのような究極的価値の共有的に統合された体系のなかの「直接の目的」として行為体系のなかの中核部分をなしてゐる限り、命令がある限度で不本意なものであつても、その命令は正統性をもつことができる。この場合にアノミーとは、そのような服従に対する正統性の權威が失われた目的の無限定性、すなわち

目的喪失の状態にはかならない。<sup>(27)</sup>

## 八

この解釈に関連し秩序の問題について、ここに二つのことに言及しておく必要があるであろう。その第一は、いま述べたような正統性 (legitimation) と、正当性 (justification) とのあいだの概念上の区別である。この両者は「規範的秩序」に含まれる価値と規範のレベルにそれぞれ対応した意味をもつ。価値は望ましい行為パターンにかんする一般抽象的な、したがって状況の個々の特性に関わらない概念であるが、規範は、機能的に分化した特定の社会的コンテキストにおける望ましい行為についての特殊化的規定である。<sup>(28)</sup> そのような規範は機能的見地からみて、特に功利主義的思考では特定コンテキストにおける功用 (utility) や有効あるいは効率 (efficiency) の観点から正当化されるであろうが、それが同時に、正統性の権威をもちうるものとすれば、そのような規範のうちに具体化されている(規範的・目的論的) 価値志向のパターンの上述したような特別な意味あい、つまりデュルケームのいう道徳的義務の態度がそれに含まれていなければならない。

第二に、パーソンズの理論において秩序分析の焦点となるのは、先述したように規範的な価値要素であるが、これには少なくとも二つの区別可能な含意がある。すなわち、いままで理解されたような行為者の自由な選択によって特徴づけられ、一定の「条件」により限定されている純粹に自律的な目的論的要素と、行為者の制御を越えて定められている他律的な命令要素である。この二つのあいだの関係についてパーソンズは、行為者を集合体の成員であるとする暗黙の仮定にもとづき、それがデュルケームのいう社会的事実性をそなえていると解釈している。このために、両要素間の緊張の問題はとくに問われていない。もっとも規範的要素のなかに、いったん制度化されると、それが具体的な行為者に対し非人間的条件に似た意味をおびてくるものがある事実経過を認めていないわけではないが、それはバ

「ガーのいう外在化 (externalization) の過程を問題にするものではあっても、客体化 (objectivation) の過程にともなう緊張の考察<sup>(29)</sup>までは十分深めなかったといえる。この点については、これまで批判が加えられてきた。確かに行為者の見地において、その行為選択がどれほど自律的であっても、客観的に、しかも批判の見地からみれば、規範的要素のなかに利害関心制約的に片務的な関係の事実的秩序を正当化する機能的含意のものがありうる。また、そのさいの疎外された行為経過も問題として重視されなければならないであろう<sup>(30)</sup>。

このような批判をいわば予想してパーソンズは、問題とされるような関係が、自己の図式に適合しない現象として存在することを認めている。しかし彼の問題関心の中心はそれらの経験的な問題性の論及にはなく、むしろ行為者のあいだに共有的な究極的価値体系による統合という要件が、社会秩序の基礎づけにとって不可欠であることを、いわばその理想的効果において理論化することにあつたといえる。その理論化の前提にはデュルケムとも共通した人間学的前提があると考えられる。したがって、この前提を切り離して、社会体系の構造・機能分析の水準で制度化と内面化を媒介とした「制度的統合」を叙述することになれば、それがよし理論的な仮定であっても、それだけでは社会的行為の解釈の図式として有効なものとはいえない<sup>(31)</sup>。「秩序問題」の解決ということ、パーソンズによる行為の理論化のさいの一貫した基調であるが、社会体系の理論のなかでは、この問題関心は役割期待のうちに制度化されている価値志向のパターンの水準での社会体系の統合におかれたのである (SS, p.347)。

ところで価値志向パターンは、文化的伝統の一つの要素であるが、社会統合観点からは同時に信念体系の意義が重視される。信念体系は、可能な諸行為のうちからの選択規準としての価値志向を認知次元で有意味的なものとする。

その内容には、行為体系に対し (I) 経験的関連か (II) 非経験的関連かの区別と、認知的関心の焦点が (III) 存在的意義か (IV) 評価的意義の何れにあるかの区別を交叉させることにより区別可能な四つの範疇が含まれる。すなわち「科学」(I) と (II) の組合せ)、 「哲学」(II) と (III)、 「イデオロギー」(I) と (IV) および「宗教」(II) と (IV) がこれである (SS, pp. 329-

332)。

これらのうち、価値志向パターンの正統化という機能的見地からみて、特に重視されるのはイデオロギーである。イデオロギーは、認知的関心の優位という点では科学的であるが、評価的関心の優位や、さらにこの觀念が非經驗的前提に依存している点では宗教的であるというように、それには科学(經驗)的および宗教(非經驗)的両要素が含まれている(SS. pp. 348-9)。したがって前者の要素については、それは受容(acceptance)の対象であるが、後者のそれについては帰依(commitment)の対象となり、その命題が真であるかどうかの関心とは関わりなく行為の経過がそれに方向づけられることになる(pp. 331-2)。規範的要素との関係については、前者は実証主義的思考様式に対し最も近く、論理的に実在の内在的な屬性や因果関係に即して行為と思考が関係づけられるが、後者の場合の関係づけは象徴的な関係の一つの表現としておこなわれる(SSA. p. 483)。

イデオロギーは、集合体に対して評価的な統合に志向している觀念体系としての意義をもつが、それが非經驗的前提によるときには、ある水準のそれへの帰依が集合体の成員資格の一側面とみられる(SS. pp. 348-350)。同時に、その信念体系を受容する行為が、その集合体の統合に関する認知的意義を与える「理論」を必要とする。合理性への傾向が行為過程の固有の方向性である状況では、イデオロギーによる価値志向のパターンの正統化の根拠も、集合体の性質と状況にかんする解釈の經驗的側面に帰依するようになり、その信条には「科学」の対応物が含まれることになる。要するに、イデオロギーによる価値志向の正統化にかんする認知的基準は、科学的妥当性の基準と同一である。とりわけ現代においてイデオロギーの教義が認知的命題として妥当であるための究極的權威は、科学的權威でなければならぬ(SS. p. 354)。しかし、集合的行為の究極的な目的と価値の正統化が加わってくるところでは、經驗的要素が非經驗的要素と結びつく宗教的觀念としての性格を強めることになる。

このような信念体系が集合体に対して評価的に統合的な意義を最適の形態で獲得しているとき、その集合体の集合



的側面は、全体社会レベルにおいて社会的共同体であることができる。このことはイデオロギーと社会的共同体とのあいだの関係が、歴史的にみてナシヨナリズムの出現が国民社会としての共同体の政治権力機構からの分化および形成と相関的であるという事実経過を考へることによつても容易に理解可能である。

## 九

社会的行為の理論における秩序の含意を、主に主意主義的な行為理論の再考察にもとづいて明らかにしようとした本稿の論述のなかで特に配慮したのは、同理論が規範的価値志向による行為体系の秩序づけという観点から構想されている独特の性格である。志向のなかに、行為を目的論的パターンに合わせようとする行為者の努力や意向が含まれていることや、また目的のうちでも究極的態度の表出としての究極的目的が動機解釈に対してもつ意義が重視されていることにも特に注意を払ってきた。社会的行為の体系は、このような規範的価値志向の共通性による全体的な統合という性質によつて理解されるのであり、その最適の状態における行為図式が一つの理論的仮定として構成されたものであるといえる。

この仮定には行為の理論の性格を改めて問ふことにともなう疑問が幾つか向けられるのであるが、いまの主題に限つていえば、行為の現実過程が、それに準拠して解釈されることになる概念図式中に、究極的価値体系を導入することが、行為の自律的な目的論的諸要素とどう関係するののかという問いが可能である、またこれと関連して、規範的価値による社会体系の統合という解釈が、同じく行為者の見地からみて行為図式にどれ程の適切さをもちうるかという問題がある。

先づ前者について、目的がランダムに取捨選択されるものではないことをパーソンスは正当に洞察している。具体的な行為の目的についても、それぞれの生活設計や計画あるいは時間表のうちに具体化されるような目的―手段連鎖

の觀念に通じる主観的体系中に、それが秩序づけられるものがあるとみてよい。「直接の目的」は、そうした体系内の複数の可能な選択的目標であり、それぞれ行為者の動機体系、すなわち時間における諸体験の関数として、あるいは具体的な状況との限定された関連で理解できるであろう。<sup>33)</sup>しかしパーソンズは、このような主観的体系の意義を、功利主義的立場から自己の考えを区別する上からも強調しながら、主意主義的行為図式は、各行為者の生活過程の特定の与えられた状況にのみ適合的なのではないと考え、行為者の集合体の成員としての未来志向的な究極的価値体系のうちに、個別的な主観的体系が統合される関係に配慮する必要性を強調した。

このことに関連していえば、単位行為の理論としての準抛枠にもつき社会的行為の体系の一般的理論化が展開される過程で、社会体系の統合の機能的見地が一層重視されるとしても、行為者の目的志向の個別的な階梯秩序が共有的な究極的価値体系に一元的に収斂されるような理論的仮定が、そこでもなお基本的に要請されうるのかどうかが問われなければならない。一般的なレベルでのそのような体系として、パーソンズは後に「制度化された個人主義」をあげ、支配的価値パターンとして「道具的活動主義」(instrumental activism)を定式化しているが、社会構造内の分化にもない一層特殊化される状況に、そのパターンが適用されるさいの多元化とか、行為状況の不確定要素にもとづく変容の過程等には理論的に十分適切な論及が行われているとはいえない。<sup>34)</sup>

支配的価値の本質的に重要な変化にかんする問いとも関連して、階梯的な諸秩序間の多元的な構造化を通じての成全的な統合化の仮定の可能性について改めて問うことも必要であろう。パーソンズの理論的仮定では、規範的価値体系の決定的な性格が、その基本的な特徴づけとなることによって、行為の動機の実質的諸過程についての論議が殆ど深められていないといえる。その仮定では、行為の理論というものが主観的見地をとり入れなければ無意味であるとされているが、そうであれば規範的価値体系の存在が措定されるときも、行為者が他の行為者との社会的相互作用過程のなかでその体系にどのような意味変容を及ぼし、またそのようなものとしての体系にどう影響されているかに

ついでの問題に注意を向ける必要がある。

このことと合わせて明らかにされてよいのは規範的性質をもつ価値が社会的統合に對し果たす機能が、行為体系の主観的諸範疇といかに關係するかの問題である。規範的価値のなかにはその制度化の結果、行為者にとって状況的要素に類似した意味をもつものがある。この關係を動機づけの過程について再考察すれば、パーソンズにおいて動機は規範的価値志向の観点から解釈される行為体系の要素であり、その志向は、行為者による状況の定義づけの見地から考えられている。

この見方に対しては、動機についてのウェーバーの定義に關連づけてさらに考察が深められる必要がある。ウェーバーによれば、動機は、行為者または観察者にとって、その行動の有意的な「根拠」(Grund)としてあらわれる状況の有意的な連関のことである。<sup>(35)</sup> そのような根拠のうち行為者の見地から特に問題となるのは、ある行為が行われるさい、その行為者の意図が言語的に表現される「理由」と解されるものである。このように表明された理由は、観察者の見地から当の行為経過に帰属せられる「原因」と必ずしも同一ではない。この意味の原因に迫ろうとする観察者(例えば精神分析家)による動機理解には、ふつう一定の概念図式の媒介が必要である、理解される側も、そのような認知上の規制による解釈によって、しかもその説明の妥当性を自ら認識しうることによって自己自身の動機をある程度理解できるようになるであろう。この解釈図式にもとづく説明には、因果的説明の一種とみなされてよいものがある。しかしパーソンズが動機ということでは、むしろ行為者の主観的事象であり、したがって意識のがれた経過、例えば行為の「原動力」としての行為者の内的な生理過程や心のなかの動きではなかった。

差当り問題は、動機を純然たる主観的事象とみるときに、行為者が言語的コミュニケーションを通じて動機を自己に帰属させる過程と、そこにはたらく社会統制や社会調整のメカニズムである。例えば動機のうちであるものが言語的に表現されやすいのはなぜかを問い、その表現の仕方が社会的状況にどのように適合的に、あるいは規範的な規制

を受けることにより動機づけられるかを知ることによって、行為が社会統合的な機能を果たしうる過程の分析にいたることが可能であるように思われる。また行為の言語化された理由のなかには、原因として時間的に新たな積極的要因となるものが考えられる。あるいは他者に対する自己の行為の戦略的な理由の選択とか、その言語的表現による「かけひき」ということなどが動機帰属の主要な要素として取りあげられなければならない。この何れにせよ行為体系の規範的統合という観点からは、そのような帰属がランダムではなく、それぞれの状況におかれていた行為者のあいだで、合意あるいは同意されている規範的価値と結びついた動機づけの語彙が選択される側面が理論化において重視される<sup>(36)</sup>。

しかし言語表現やその他の象徴的表現による動機帰属が、行為者の心の状態を十全な具体性において汲み尽くしえないことはパーソンズも認めている。言語化されない「動機」とか、意識的にあるいは無意識的にその表現が望まれない心のなかの動きの行動としての顕在現象には、シンボリックな表現の脈絡によって解釈しうるものがあるという認識なども、その一つである。また行為者の見地からみて有意義的な規範的価値も、特定の行為状況のなかで適合的なように変容されるであろうが、パーソンズの理論化において、そのように現象化されて生起する行為や規範的価値の内面化について定式化をめざす諸範疇の体系構成は行われたけれども、行為者のあいだの相互主観的な過程に関連づけた変容の考察は殆ど深められていない。これはパーソンズの理論的意図が、相互行為の過程を一つの体系として分析する理論的図式の構築にあったことによる (cf. SS. p. 3)。

その図式において規範的志向が根本的であると考えられているが、このことが規範偏向的であるとしてこれまで批判を受けてきた。この点についてはパーソンズが、「規範的」という意味を慎重に定義して、「何が……目的そのもの(他の目的のための手段という位置にあってもよい)として、一人あるいはそれ以上の行為者の感情となっているか、あるいはそうした感情を内包しているとみなされる場合、その限りにおいて、そのような行為体系の側面、一

部分もしくは「一要素を指すもの」と限定的にみていることにも注意して、擁護したい (SSA, p. 75)。(27) すでに強調したように、主意主義的な行為理論は、条件とか他の非規範的要素の重要な役割を拒否せず、むしろこれらを規範的要素と相互に依存し合うものと考える点に基本的な特徴がある (p. 82)。

ここに検討された行為理論は、行為者の見地からの行為の目的志向性と状況関連性との関係を理論的に定式化した概念図式である。この図式には、目的と状況とが関係づけられる一定の様式としての規範的志向が内在的に含意されている。これは行為者の見地による目的論的要素であるが、同時に観察者の見地からは規範的行為パターンによる行為状況の構造化あるいは秩序化の意味をもつ要素として解釈可能である。社会秩序の基礎にかんする考察を行為理論にもとづいてさらに深めるには、この基本的概念図式によって独自に行為者一状況の内的関連を体系的に分析するための図式を定式化し、それに理論的に準拠した考察を行うことが必要である。(28)

#### 注

(1) 社会学は、人間の社会的関連についての理論科学であって、その社会的関連の基本的な分析枠組は、学説史的にみて、主として三つの理論的諸立場のあいだの相互に影響し合った発展経過のうちに構築されてきたといえる。すなわち社会的な行為理論、構造理論、および(相互作用)過程理論と、それぞれよべる諸立場がこれである。この各々は、系譜的にさかのぼれば、M・ウェーバー、デュルケームおよびジンメルの理論的関心の焦点に、それぞれ帰属されるであろう。

(2) パーソンの著作が全体を通じて、行為理論と体系理論(あるいは構造・機能主義による理論)という二つの異なる理論的枠組から成り立つとして、彼の理論的関心の前者から後者への移行にともなう問題が、これまで、幾人かの論者によって論じられてきた。例えば D. Atkinson, *Orthodox Consensus and Radical Alternative*, Heinemann, 1971, K. Menzies, *Talcott Parsons and the Social Image of Man*, Routledge & Kegan Paul, 1977, われわれは彼の理論が「主意主義的行為理論のより一般化された水準への発展を遂げた」として解釈を選んだ。I. Procter, "Voluntarism and structural-functionalism in Parsons' early work," *Human Studies*, 3-4, 1980, pp. 331-346.

(3) 極端にいえば、『行為図式』から『社会体系の分析』へと進むにつれて肉体をもち社会化された個人が視野の外に消えてしまふやうである」(A. W. Gouldner, *The Coming Crisis of Western Sociology*, Basic Books, 1970, p. 82.) 但し、パーソンズのアナリシス単位は行為者ではなくて行為である。したがって行為図式中の「行為者」は「規範的価値」などと同じく、分析的要素である。

(4) この変換のためには、「行為者の主観的見地」という公準を、基本的な統合部分とするような行為の準拠枠への再編成が必要である。そのさい行為の志向図式には、行為者が行為において経験する主観的意味の範疇が基本となるであろう。cf. J. C. Alexander, *Theoretical Logic in Sociology*, J. Routledge & Kegan Paul, 1982, esp., chap. Four, 山下雅之「行為理論と秩序問題」(『ソシオロジ』二八—二九) 一九八三年、一七一—一七三頁。

なお本稿で主として考察されるのは、単位行為の理論としての行為の準拠枠であって、それにもとづく行為の社会体系の独自の諸特性についての一般理論との関連にも配慮される。

(5) この缺型モデルにおいては、(a)「目的」が、ある上位的な目的的手段であるか、あるいは「究極的目的」のある統合された体系内での選択的な目標でもあることが理論的に仮定され、(b)現実的な状況関連のなかでの目標達成による行為者の「欲求充足の最適化」が、行為体系の秩序的な変動を可能ならしめる言わば発条としても重要な意味に配慮されている。(c)この発条の効力は、例えば剝奪されあるいは挫折した欲求や願望の強迫的な充足に向かう何らかの規範的志向(その極端な表現としては、例えば千年王国論的熱狂のうちに具体化されるような願望投射志向)により特徴づけられる反社会的ないし脱社会的な行為によって、あるいは「価値合理的」行為によって弛緩されることになるかも知れない。但し本稿では、(c)は一先ず考慮されていない。

(6) この見方は、ウェーバーの行為理論に及ぼしたカント的見地の影響によるものであり、文化的実在物である範疇は、感覚的所与と等価的なものと考えられる。T. Parsons, "A 1974 Retrospective perspective," in R. Grahoff ed., *The Theory of Social Action: The Correspondence of Alfred Schutz and Talcott Parsons*, Indiana Univ. Press, 1978, pp. 115-124.

(7) 拙著『ヴェルタームの社会理論』創文社、一九七九年、一一九—一二〇、三三六—三七頁参照。

(8) cf. T. Parsons, "Order and community in the international social system," in *Politics and Social Structure*, Free Press, 1969, p. 293.

(9) 行為の主意主義的理論において、目的—手段関係は二つのコンテキストで理解されるであろう。その第一は、行為の目的

が「上位のなぐ」目的の手段であるという意味での行為体系の固有な連鎖である。第二は、目的達成が行為者に制御されるいは利用可能な状況内の手段選択によるという意味での行為要素の関係様式をいう場合である。Grathoff ed., op. cit., p. 82.

(10) Parsons, *Action Theory and the Human Condition*, Free Press, 1978, pp. 356, 363-6, 403.

(11) W. R. Catton Jr., "A Theory of value," *Amer. Sociol. Rev.*, 24, 1959, pp. 310-317.

(12) A. Schutz, *On Phenomenology and Social Relations*, ed. by H. R. Wagner, Univ. of Chicago Press, 1970, Part 3.

(13) 最も初期の論文 "The place of ultimate values in sociological theory," *International Journal of Ethics*, 45, 1935, pp. 282-316. なお、この論文は、価値が人間の生存の必然(要)による因果的な条件づけから独立した、行為一般における創造的要素と考えた。究極的な価値や目的は、どちらかといえば理想主義的な含意の概念であったが、後には、それは行為の個別的な体系との関連でとらえられ、さらにはその概念化には、行為を介して実現される規範的価値要素が導入されている。  
cf. J. F. Scott, "The changing foundation of the Parsonian action scheme," *Amer. Sociol. Rev.*, 29-5, 1963, pp. 716-735.

(14) この「完全なアノミー」は、マートンが制度化された目標と手段との関係によってアノミーを定式化したパラダイムとは異なり、行為レベルで究極的な目的の志向の喪失状態を定式化したデュルケームのパラダイムに近い。前掲拙著「四九一五〇」四一四一四二二頁。その他、類似の考えは、R. M. MacIver, *The Ramparts We Guard*, Macmillan, 1950, pp. 75 ff. にもある。

(15) 実証主義的思考がハーンズ理論の二つの基調となることは、例えば、Working Papers in the Theory of Action, (with R. F. Bales and E. A. Shils, Free, Press, 1953) 中の行為局面運動についての考えでよく分かる。cf. R. Keat and J. Urry, *Social Theory as Science*, Routledge & Kegan Paul, 1975, pp. 92-3.

(14) 究極的目的の統合された体系を仮定すれば、芸術や「趣味の問題」ゲームンシップの関係にみられる表出の様態なども(それらが手段-目的連鎖のどこに位置するかは問題であるが)、同体系のうちには含まれるものとして扱われるであろう。(17) この考えの変化は、行為理論が生きている有機体の行動(behavior)を分析するための一つの概念図式と考え、「努力」を有機体としての行為者のうちに究極の源泉をもつ行為過程のエネルギーとみる分析焦点の拡張とパラレルである(TGA p. 53)。この見方に対応して、動機づけの編成も、有機体の器質的な欲求に根ざし、行為過程も欲求充足の達成や欲求剝奪の回避と相関的に考えられる。なおこの変化とともに、行為者による可能な諸行為のうちからの「選択」より「志向」が図式重視されている。cf. F. Bourricaud, *The Sociology of Talcut Parsons*, (Tr. by A. Gould hammer), Univ. of Chicago

- Press, 1977, p. 55.
- (18) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1921-2; Kiepenheuer & Witsch, 1956, S. 22.
- (19) T. Parsons, *Politics and Social Structure*, Free Press, 1969, pp. 293-5.
- (20) P. L. Berger, *The Social Reality of Religion*, 1967; Penguin Books, 1973, pp. 28-33, 63.
- (21) Parsons, *op. cit.*, pp. 294-5.
- (22) *cf.* Parsons, *op. cit.*, p. 299.
- (23) 要するに「社会統制とは、一定の規範的な行為様式に人ひとを同調させるため、社会的に発動される反応過程の総体である」(拙稿「社会統制——概念をめぐる問題」池田義祐・佐々木交賢編『支配』川島書店、一九七〇年(二十七頁))。
- (24) Parsons, *op. cit.*, chap. 2.
- (25) ノーンスは、近代社会を社会学的に分析するための基本拠点として社会的共同体の概念を選択的に強調し、社会的共同体が、分析的に区別された社会の統合的体系であると考えているが、この考えは、彼の社会学の定義(SSA, p. 768.)に対応したものと理解されようである。Parsons, *op. cit.*, pp. xvii, 2, 40-3.
- (26) Parsons, *op. cit.*, pp. 99-102.
- (27) 正統化の体系は「おなじ究極的実在——つまり、それとの関係は文化体系の構成的シンボル体系により媒介されている実在——への秩序だった関係のなかの一つの基礎にかかわり、またそれに意味的に依存している。正統化の体系の基礎は「つねにも意味と宗教的意義」*op. cit.*, pp. 12, 32.
- (28) *cf.* Parsons, "Part II of general introduction," in Parsons et al., eds., *Theories of Society*, Free Press, 1961, pp. 43-4. その他拙稿「社会規範の類型論」(『シシオロシ』三五・六号)一九六四年 二六四—五頁。
- (29) Berger, *op. cit.*, pp. 14, 19, 20-22.
- (30) 例えば、ノーンス理論に対し「権力の「ヤロ・サト」問題を特に重視する観点から加えられた数多くの批判のうち古典的では「C. W. Mills, *Sociological Imagination*, Oxford Univ. Press, 1956, p. 37, J. Rex, *Key Problems of Sociological Theory*, Routledge & Kegan Paul, 1961, chap. 6. 最近では T. Berger, "Talcott Parsons: the problem of order in society and the program of an analytical sociology," *Amer. J. Sociol.*, 83-3, 1977, pp. 320-4.
- (31) *cf.* J. M. Holmwood, "Action, system and norm in the action frame of reference: Talcott Parsons and his critics,"



*Sociological Review*, 31-2, 1983, p. 317.

- (32) Parsons, *Politics and Social Structure*, *op. cit.*, p. 254.
- (33) A. Schutz, "Parson's theory of social action," in R. Grathoff ed., *op. cit.*, pp. 35-8.
- (34) Parsons, "Youth in the context of American society," in E. H. Erikson, ed., *The Challenge of Youth*, Doubleday, 1963, pp. 115-136.
- (35) Weber, *op. cit.*, S. 8.
- (36) cf. C. W. Mills, "Situating actions and vocabularies of motive," *Amer. Sociol. Rev.*, 5-6, 1940, pp. 904-913.
- (37) cf. Holmwood, *op. cit.*, p. 323.
- (38) このような理論図式については、前に行為理論の立場から、社会統制に対し逸脱的に行為するよう動機づける行為状況内の「圧力」ないし「緊張」を理論的に問題とする課題のもとに構想した。「逸脱の行為—状況理論」(『哲学研究』五一四号)一九七〇年、一一—三三頁。

(筆者 なか・ひなち 京都大学文学部「社会学」教授)

exist. Of course, down through the ages man has made many objects, i. e., superior works of art, which have aesthetic value. There are many people today who make what they intend to be art works which are seemingly not aesthetic, but as long as there is still a pursuit of that which gives rise to a pure intuitive joy in the human heart, aesthetic value will survive. Aesthetic value is based on concrete phenomena, and since there are various types of phenomena, some may say that aesthetic value is thus only relative. But just as men must understand and get along with each other in spite of the fact that each individual's face is different, aesthetic value also must become a universal object of love. In this way aesthetic value is neither relative nor subjective in nature; to the contrary, it is universal and objective.

## The Problems of 'Order' in the Theory of Action

*by* Hisao Naka  
Professor of Sociology,  
Faculty of Letters,  
Kyoto University

It is apparent that a new critical reconsideration of Talcott Parsons' work is currently under way. In this paper, our purpose is not to rescue Parsons from his critics, but rather to lay the bases of more thoroughgoing reappraisal which might enable one to resolve some of the problems posed by his analysis. We shall concentrate upon the aspect of 'order' in Parsons' early formulation of the action frame of reference where criticism has been most frequently focused.

The first part of this study aims to treat the elements of a 'unit act' as the basic category of the action frame reference, and to do a close

reexamination of the core role of 'normative element' which is a fundamental aspect of Parsons' theory of voluntarism that he developed over subsequent decades. In the second part, we shall discuss the analytical independence of 'end' and 'condition' stated within the unit act analysis, by emphasizing that, if a social order is, in an analytical sense, a normative order, it is not purely normative, but depends also upon the effective functioning of other elements in conjunction with normative ones. The cognitive construction of end in Parsons' action scheme is an independent factor which is predominant over immediate choices that the actor might make. However, in a latter analysis of the integration of system in social action, he interpretes it mainly in terms of normative regulation as cultural patterns which actors are committed to implement in a given social context.

Thirdly, we shall reexamine what the 'end-oriented' as the key element of action system meant to the means-end framework and how it is related to the ultimate value system. In Parsons' view, the latter is manifested for an individual in one aspect of the ultimate end, which comes to be formulated more or less explicitly in an organized system in a collective manner. The basic function of an end-oriented process within the ultimate value system will be dealt with systematically. Finally, in the fourth part, the relation of two radically different levels (factual and normative) in the concept of order will be treated. We argue that the normative order relevant to the frame of reference must be understood as cognitive construction of ends in action and we emphasized that the generalized attribute of 'desirability' (that action is motivated) is which Parsons means to convey by his analytical definition of normative.